

第二十一條 當升本議員ハ大會ニ列テ升議員中ニテ十名ヲ選出スルニ

一ノ名ヲ選出スルコトナス

第二十二條 當升本議員ハ大會ニ列テ升議員中ニテ十名ヲ選出スルニ

第二十三條

本組合本籍ノ選出式書ハ各支所ニ列テ一選出スルコトナス

各支所ニ列テ一選出スルコトナス

第二十四條

本組合本籍ノ選出式書ハ各支所ニ列テ一選出スルコトナス

第二十五條

第二十六條

本組合本籍ノ選出式書ハ各支所ニ列テ一選出スルコトナス

第二十七條

本組合本籍ノ選出式書ハ各支所ニ列テ一選出スルコトナス

ルモノトス

第八章 財政

第廿二條 本組合ノ經費ハ組合員ノ選出ニ依ル

第廿三條 本組合ノ組合費ハ一ヶ月金五拾錢トシ入會金ヲ二拾錢

トス

第廿四條 本組合ノ財政ハ大會ニ於テ決算ヲ發表シ大會ノ承認ヲ

得ルモノトス

第廿五條 既納ノ會費及入會金ハ如何ナル事情アリト雖モ一切之

ヲ返還セズ

第九章 附則

第廿六條 本組合支部ノ規約ハ本規約ニ反セザル範圍ニ於テ定メ

常任本部長ノ承認ヲ要ス可キモノトス

第廿七條 本規約ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成者

アルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ